

山梨県公報

第七百五十九号

平成十九年

五月十四日

月 曜 日

目次

自動車税の収納事務の委託……………三三九

漁業協同組合の遊漁規則の変更認可(三件)……………三三九

公 告

土地改良区役員の退任及び就任……………三四〇

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三四一

開発行為に関する工事の完了について……………三四一

告 示

山梨県告示第八十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八号の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年五月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
東京都千代田区鍛冶町一丁目八番三号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した自動車税及びその自動車税に関する収納情報の取りまとめ	平成十九年四月二十三日から平成二十年三月三十一日まで
山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した自動車税を山梨県の歳入とするための収納情報の作成	平成十九年四月二十三日から平成二十年三月三十一日まで
東京都千代田区二番町八番地八	直営店舗及び加盟店舗	平成十九年四月二十三日

山梨県告示第八十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成十九年五月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 漁業権者の名称及び住所
峡東漁業協同組合 山梨市正徳寺千九百二十番地
- 漁業権の免許番号
内共第三号
- 認可に係る変更内容
 - 第三条第二項の表中「にじます」を削り、「解禁日夜明け」を「解禁日午前四時」に、「九月一日夜明け」を「九月十五日午前四時」に、「九月十五日夜明け」を「十月一日午前四時」に、「三月一日夜明け」を「三月一日午前四時」に改め、同表に次のように加える。

にじます	竿づり	全域	周年
------	-----	----	----
 - 別表に次のように加える。

株式会社セブン・イレブン・ジャパン	における自動車税の収納事務	から平成二十年三月三十一日まで
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 株式会社デイリーヤマザキ	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成十九年四月二十三日から平成二十年三月三十一日まで
東京都豊島区東池袋四丁目二十六番十号 株式会社ファミリーマート	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成十九年四月二十三日から平成二十年三月三十一日まで
大阪府吹田市豊津町九番一号 株式会社ローソン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成十九年四月二十三日から平成二十年三月三十一日まで

金昇堂 小宮山睦夫

山梨市小原西千二百一

四 変更後の遊漁規則の施行日
平成十九年四月六日

山梨県告示第八十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
平成十九年五月十四日

一 漁業権者の名称及び住所 山梨県知事 横 内 正 明
丹波川漁業協同組合 北都留郡丹波山村八百九十番地

二 漁業権の免許番号
内共第六号

三 認可に係る変更内容
第三条第二項の表中「丹波山村川釣場」を「禁漁区（マリコ川）及び丹波山村川釣場」に改める。

四 変更後の遊漁規則の施行日
平成十九年四月六日

山梨県告示第八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
平成十九年五月十四日

一 漁業権者の名称及び住所 山梨県知事 横 内 正 明
小菅村漁業協同組合 北都留郡小菅村六千四百三十一番地

二 漁業権の免許番号
内共第七号

三 認可に係る変更内容
第三条第五項の(1)の表を次のように改める。

魚種	釣り方	期間	特別遊漁料
			小学生以下の特別遊漁料

やまめ・いわな	餌釣り	一日	四、〇〇〇円	一、〇〇〇円
にじます	餌釣り	一日	二、五〇〇円	一、三〇〇円
やまめ・いわな ・にじます	疑似餌釣り	一日	三、〇〇〇円	一、五〇〇円
	キャッチ&リリース	一日	二、五〇〇円	一、三〇〇円
	餌・疑似餌釣り	購入した日の十七時から十九時まで	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円
	キャッチ&リリース	四月一日から九月三十日まで	二、〇〇〇円	六、〇〇〇円
にじます	キャッチ&リリース	十月一日から二月末日まで	一〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円

四 変更後の遊漁規則の施行日
平成十九年四月六日

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、村山六ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十九年五月十四日

一 退任 山梨県知事 横 内 正 明

役職名	氏名	住所	退任年月日

二六九六の二、二六九七、二六九八及び二六九九並びに勝山字西端六下尾根二七四七、二七四八及び二七四九並びに勝山字上伝水二七九六、二七九七、二七九八の一、二七九八の二、二七九九、二八〇〇の一、二八〇〇の二、二八〇〇の三、二八〇一の一、二八〇一の二、二八〇一の三、二八〇二の一、二八〇三の二、二八〇三の三、二八〇三の四、二八〇四の一、二八〇四の二、二八〇四の三及び二八〇三の五の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市小見二千百四十六番地 株式会社富士物産 代表取締役 関口博